

エストニアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

エストニア共和国（エストニア語では「Eesti Vabariik」）（以下「エストニア」という）は、バルト三国のうち最も北に位置する共和制国家である。西はバルト海、北はフィンランド湾に面し²、東はロシア、南はリトアニアに接している。

エストニアは、中世以降、ポーランド・リトアニア共和国及びスウェーデンの支配下にあったが、18世紀には帝政ロシア領とされた。第1次世界大戦後、独立の気運が高まり、1918年に独立宣言を行ったが、独ソ不可侵条約の附属秘密議定書に基づき、1940年にソ連に編入された。その後、エストニアは、1941年から1944年までの間はナチス・ドイツに占領される等、悲哀と苦難に満ちた歴史を有する。第2次世界大戦後は、「エストニア・ソビエト社会主义共和国」として再びソ連の構成共和国となっていた³が、戦争による被害、国外逃避、ソ連によるエストニア人のシベリアへの集団追放、ロシア系移民の大量流入等により、エストニア人の比率が低下するとともに、ロシア系移民の比率が増大していった。

ソ連の崩壊した年である1991年に独立し、議会制民主主義国家として独自の道を歩み始めたエストニアは「欧洲への回帰」を目指し、2004年3月にはNATOに、また、同年5月にはEUに加盟した。さらに2014年2月には、ロシアとの間で国境画定条約を締結した⁴が、2014年11月1日現在、まだ批准されていない⁵。最近のウクライナ情勢を受けて、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² エストニアとフィンランドの間は、高速船で1時間半程度で行ける距離であり、文化的・言語的に近い関係にある。

³ 米国をはじめとする世界の多くの国々は、バルト三国のソ連編入を法的には認めなかつた。

⁴ 2005年にもエストニアとロシアとの間で国境画定条約が締結されたが、エストニアが条約を批准する際、1920年のタルトゥ条約（現在のエストニアの領土よりも広い領土を認めていた）の有効性に言及したことによりロシアが反発し、2005年の条約はロシアが一方的に撤回した。2014年の条約の内容は2005年の条約とほぼ同じであるが、今回は、エストニアとしては、タルトゥ条約には一切言及せずに（言い換えると、同条約に規定された広い領土はあきらめるという結果で）、領土画定条約を締結することを優先した（但し、2014年11月1日現在、まだ批准はされていない）。他方、ロシアは、2007年のラトビア、2008年の中国、2010年のノルウェーに続き、今回は2014年にエストニアとの間で、相次いで国境問題を決着させてきたことになる。

⁵ 「エストニア共和国基礎データ」（外務省ウェブサイト、2014年11月1日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/estonia/data.html>

エストニアでは、ロシアへの警戒感が広がっており⁶、NATOバルト領空監視ミッションの開始及びアメリカ陸軍空挺旅団の派遣が行われる等、陸海空の防衛体制の強化が図られている⁷。

独立後のエストニアは、IT立国を目指しており、IT産業が発達している。エストニアでは、15歳以上の全ての国民にIDカードが配布され、政府等による様々なサービスを利用するには、このIDカードが必要である⁸。エストニアは、世界で初めてインターネットを通じた国政選挙を実施した国として有名である⁹。既にエストニア全土への光ファイバーの敷設を完了し、国勢調査も大部分がインターネットを通じて行われている。インターネット通話「スカイプ」(Skype)はエストニアで開発された。ネットバンキングの利用率はほぼ100%、所得税の電子申告の利用率は95%等となっている¹⁰。また、エストニアでは、政府による経済統制が非常に少なく、アイルランドやシンガポールと同様に、経済自由度が高い国の1つである。

公用語はエストニア語であるが、エストニア語の使用率は約67%であるのに対し、ロシア語の使用率は約30%にのぼっている¹¹。現在、エストニアの居住者人口の約26%がロシア系住民である¹²が、とくにロシア系住民をはじめとする移民への市民権付与に関しては、困難な問題が生じている。即ち、エストニアは、1991年の独立後、ソ連がエストニアに侵攻した「1940年6月17日」までにエストニア国籍を有していた者とその子孫及びその日以前にエストニアに居住していた者に限定して、エストニアの国籍を認めることとした。その結果、旧ソ連時代にエストニアに移住してきた大量のロシア系住民は、エストニア国籍は認められないこととなった。その結果、エストニア語を話せず、帰化の条件を満たせないロ

⁶ 2007年には、エストニアがサイバー攻撃を受け、同国のインターネット・インフラが一時麻痺した。当該サイバー攻撃が前例の無いほど大規模であったこと、時期的に旧ソ連軍兵士像をエストニアの当局が首都タリンの中心部から郊外に移設したことをきっかけにロシア系住民による暴動が発生した直後であったこと等から、ロシア人が関与した可能性があるのではないかといわれている（但し、ロシア政府は、サイバー攻撃への関与を否定している）。サイバー攻撃を受けた経験に基づき、2008年には、エストニアに、「NATOサイバー防衛センター」が設置され、サイバー攻撃対策の研究開発や人材育成が行われている。

⁷ 「エストニア共和国基礎データ」（外務省ウェブサイト、2014年11月1日）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/estonia/data.html>

⁸ エストニアにおける電子投票制度の概要については、湯浅墾道著「第三段階の電子投票と法制度」（『情報ネットワーク・ローレビュー 第9巻第2号』（商事法務、2010年）所収）67頁以下を参照されたい。なお、エストニアの電子投票制度においては、選挙人は、一度投票した後であっても、投票期間中であれば、投票を変更することが可能である（湯浅・前掲書80頁）。

⁹ 湯浅墾道著「電子投票法制の近時の動向」（『情報ネットワーク・ローレビュー 第10巻』（商事法務、2011年）所収）141頁。

¹⁰ 山口功作著「2014.03.31会議資料」3頁。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/itc/dai5/siryou2.pdf>

¹¹ 『データブック オブ・ザ・ワールド 2014年版』（二宮書店、2014年）335頁。

¹² 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2014年版』335頁。

シア系住民は、エストニア国籍を得ることができず、無国籍者となった。このように、エストニアは、「時間をソ連侵攻前まで巻き戻す」という政策を採ったことにより、国内に大量の無国籍者を生じさせたわけであるが、このような無国籍者の存在は、EU加盟にあたっても問題とされた。エストニアは、早期にEU加盟を実現するため、エストニア国籍の取得条件を緩和した。但し、現在でも、大量の無国籍者がエストニア国内に居住している。エストニア人のロシアに対する警戒感・反感は根強く存在しており、とくに、最近のウクライナ情勢の動向に鑑み、ロシア系住民の多い地域を持つエストニアにおいても、警戒感が広がっている¹³。

エストニアはいわゆる大陸法主義・成文法主義を採っており、とくにドイツ法の影響を大きく受けてきた。エストニアでは、1940年にソ連の構成国に組み入れられた後はソ連法が適用されたが、ソ連からの独立を果たした後は西欧諸国の法制度を参考に、西欧式の新たな法制度を構築してきた。とくに2004年のEU加盟に伴い、EU法の影響が強くなっている。

II 憲法

エストニアの現行憲法（エストニア語では「Põhiseadus」）は、1992年に国民投票で採択されたものである（なお、その後も、憲法改正は数回にわたり行われた）。エストニアが1991年にソ連から独立した際、エストニアの憲法体制は暫定的に、1940年にソ連に併合される前の1938年憲法を復活させることとされた。そして、その1938年憲法につき、1992年に改正を行ったと考えられたわけである。このことは、1992年憲法の前文に、「エストニア人は、1938年に発効した憲法第1条に基づき、及び1992年6月28日の国民投票によつて、以下の憲法を採択した。」と規定されていることに表れている。また、1992年の国民投票の投票権者は、1938年憲法の下でエストニア国民であった者の子孫に限られ、ソ連併合後に移住してきた者（その多くはロシア人）は除外された¹⁴。

表1：エストニア憲法典の主な体系¹⁵

前文	
第1章 総則	第1条～第7条
第2章 基本的権利、自由及び義務	第8条～第55条

¹³ ちなみに、エストニアでは、ソ連の「鎌と槍」及びナチス・ドイツの「鉤十字」の使用が法律上、禁止されている。

¹⁴ 『衆議院 欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』（平成18年10月）331～332頁。

¹⁵ 表1の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、前掲『衆議院 欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』344～357頁等を参照した。エストニア憲法典

（2013年10月30日現在）の英訳は、公的なデータベースである「Riigi Teataaja」に掲載されている。<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/530102013003/consolidate>

第3章 人民	第56条～第58条
第4章 国会	第59条～第76条
第5章 大統領	第77条～第85条
第6章 共和国政府	第86条～第101条
第7章 立法	第102条～第110条
第8章 財政及び国家予算	第111条～第119条
第9章 外交関係及び国際条約	第120条～第123条
第10章 国防	第124条～第131条
第11章 会計検査院	第132条～第138条
第12章 法務長官	第139条～第145条
第13章 裁判所	第146条～第153条
第14章 地方自治	第154条～第160条
第15章 憲法改正	第161条～第168条

1 統治機構

エストニアの国家権力は、「国会」、「大統領及び政府」、「裁判所」によって行使されるものとされ、三権分立制が採用されている（4条）。

（1）国会

エストニアの国会（エストニア語では「Riigikogu」）は、一院制が採られており、任期4年の101名の国会議員により構成される（60条）。2007年2月には、世界初のインターネットを通じた電子投票による国会議員選挙が行われた。

国会の権限は、①立法権（59条、65条1号）、②国民投票の実施の決定（65条2号）、③大統領の選出（65条3号）、④国際条約の批准・破棄（65条4号）、⑤首相候補者による組閣の承認（65条5号）、⑥国家予算の作成及び決算の承認（65条6号）、⑦大統領の提案に基づく、最高裁判所長官等の任命（65条7号）、⑧最高裁判所長官の提案に基づく、最高裁判所裁判官の任命（65条8号）、⑨政府、首相及び各大臣に対する不信任決議（65条13号、97条1項）等である。

法律案は、国会議員、国会の会派・委員会、政府が提出することができる（103条1項）。国会は、法律案及び国政問題を国民投票にかけることができる（105条1項）が、予算、租税、財政問題、国際条約の批准等は、国民投票の対象とすることのできない（106条）。

（2）大統領

大統領は、エストニアの国家元首である（77条）。

大統領の権限には、①大統領令の布告（78条7号）、②憲法改正の発議（78条8号）、③

首相候補者の指名（78条9号）、④政府の構成員の任命及び罷免（78条10号）、⑤最高裁判所長官等の候補者の提案（78条11号）、⑥最高裁判所の提案に基づく裁判官の任命（78条13号）、⑦国防軍の最高司令官となること（78条16号）等があるが、その他の権限の多くは形式的・儀礼的なものである。

大統領は、国会により選任され（79条1項）、任期は5年であり、二期までである（80条1項）。

（3）政府

行政権は、政府に属する（86条）。

政府の権限は、①国内外の政策の実行（87条1号）、②政府機関の事務の指揮・調整（87条2号）、③法律及び大統領令等の執行の管理（87条3号）、④国会への法律案の提出及び条約の批准・破棄の提案（87条4号）、⑤国家予算の編成・執行管理及び決算の国会への提出（87条5号）、⑥政令及び規則の制定（87条6号）、⑦外交関係の処理（87条7号）等である。

政府は、首相、及び各大臣により構成される（88条）。政府の構成員の変更は、首相の提案に基づき、大統領が行う（90条）。

政府は、①新国会が召集されたとき、②首相が辞任又は死亡したとき、③国会が、政府又は首相の不信任を決議したときのいずれかに該当する場合、総辞職する（92条1項）。

（4）裁判所

エストニアの裁判所には、①郡及び都市裁判所並びに行政裁判所、②巡回裁判所、③最高裁判所（エストニア語では「Riigikohus」）、④その他の特別裁判所がある（148条）。上記のうち、①が第一審裁判所、②が第二審裁判所、③が終審裁判所である（149条）。

最高裁判所は、17名の裁判官により構成される。最高裁判所長官は、大統領の指名に基づき、国会により任命され、任期は9年である。最高裁判所は、エストニアで2番目に大きい都市であるタルトゥ（エストニア語では「Tartu」）にある。控訴裁判所は、ユフヴィ（エストニア語では「Jõhvi」）、タルトゥ及びタリン（エストニア語では「タリン（Tallinn）」）にある。

エストニアでは、憲法裁判所は存在せず、最高裁判所の中の一部門である憲法審査部が法令の違憲審査を行っている¹⁶。法令が憲法に抵触している場合、裁判所は、審理中の事件にそれを適用してはならない（152条1項）。法令が憲法に抵触している場合、最高裁判所は、その無効及び破棄を宣告する（152条2項）。

（5）法務長官

エストニアの法務長官は、国の立法・行政及び地方政府の条例が憲法又は法律に適合して

¹⁶ 前掲『衆議院 欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』336頁。

いるか否かを監視する独立の公職である（139条1項）。法務長官は、法律の制定・改正及び国家機関の権限行使についてなされた申立てを審査し、必要な場合は国会に報告書を提出する（139条2項）。法務長官は、国の立法・行政及び地方政府の条例が憲法又は法律に抵触していると判断したときは、その制定機関に対し、20日以内に是正するよう要請し、それでも是正されないときは、最高裁判所に対し、それらの法令の無効・破棄の宣告を申し立てる（142条）。

法務長官は、大統領の提案に基づき国会により任命され、任期は7年である（140条1項）。

2 人権

エストニア憲法は、詳細な人権カタログを有しており、日本国憲法で規定されているような人権は、ほぼ同様に保障されているといえる。

- エストニア憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下のものが挙げられる。
- ① 民族的、人種的、宗教的若しくは政治的憎悪、暴力又は差別を扇動する行為、並びに社会階層間の憎悪、暴力又は差別を扇動する行為は、禁止され、処罰される（12条2項）。
 - ② 著作者の権利は保護される旨の明文規定が置かれている（39条）。
 - ③ 民族的帰属意識を保持する権利が規定されている（49条）とともに、少数民族の権利の保護に関する規定も置かれている（50条）。
 - ④ 公用語はエストニア語である（52条1項）が、住民の過半数が他の言語を用いている地方の政府は、法律の定める範囲及び手続に基づいて、部内の執務において当該言語を用いることができることとしている（同条2項）。
 - ⑤ 人間及び自然環境を保護する義務が明文で規定されている（53条）。
 - ⑥ 憲法秩序に忠誠を尽くし、エストニアの独立を守る義務、及び憲法秩序の強制的変革に対する抵抗権が明文で規定されている（54条）。
 - ⑦ 裁判所により精神的に無能力と宣言された者は、投票権を有しないものとされている（57条2項）。
 - ⑧ 裁判所により有罪を宣告され、刑事施設で刑に服している者の選挙への参加は、制限されるものとされている（58条）。
 - ⑨ 兵役義務及び代替役務義務が規定されている（124条）。

3 法令及び判決例

エストニアの法体系は、憲法、国会により批准された条約、法律、大統領令、政府の政令・規則、地方の条例等から構成される¹⁷。

エストニアの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、「民法典の一般原則に関する法律」、財産法、債務法、商法等がある。エストニアの裁判所

¹⁷ http://ec.europa.eu/civiljustice/legal_order/legal_order_est_en.htm

による判決例については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。

なお、エストニアの多くの法令が英訳され、公的なデータベースである「Riigi Teataja」¹⁸において公表されているため、英語によるエストニア法の調査は比較的容易となっている。

4 欧州連合（EU）の影響

エストニアは「欧洲への回帰」を目指し、2004年3月にはNATOに、また、同年5月にはEUに加盟した。エストニアは、2011年1月1日よりユーロを導入している。旧ソ連諸国の中では、エストニアが最も早くユーロを導入したことになる。

III 民法

1918年にエストニアが独立した後、民法典の制定作業が開始された。1940年に、バルチック私法典（「リヴォニア、エストニア及びクールラント民法典」）、ドイツ民法典及びイスラエル民法典の影響を受けた草案が完成したが、エストニアがソ連に占領されたことから、当該草案は成立しなかった。その後、エストニアでは、ソ連からの独立時まで、「エストニア・ソビエト社会主義共和国民法典」（1964年6月12日採択、1965年1月1日施行）が適用された。1991年のソ連からの独立後、エストニア民法の起草作業が開始されたが、その際、ソ連による占領前のエストニアで適用されていた法原則によって策定することが指針とされた。そこで、ドイツ法系の影響の下で、暫定的立法として制定されたのが、「民法典の一般原則に関する法律」等である¹⁹。その他、財産法、債務法、家族法及び相続法等が制定された。

表2：「民法典の一般原則に関する法律」の主な体系²⁰

第1部 総則	1条～6条
第2部 人	7条～47条
第3部 目的物	48条～66条
第4部 取引	67条～131条
第5部 他者に対する責任	132条～133条
第6部 期間及び期限	134条～137条
第7部 私権の行使	138条～169条

¹⁸ <https://www.riigiteataja.ee/en/>

¹⁹ 笠原俊宏著「エストニア共和国国際私法の改正について 一新旧法の比較検討一」（『東洋法学 第56巻第3号』（東洋大学法学会、2013年）所収）129～130頁。

²⁰ 英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.legaltext.ee/text/en/X30082K2.htm>

第8部 本法の施行

170条

表3：財産法の主な体系²¹

第1部 序	1条～6条
第2部 占有及び不動産登記	32条～66条
第3部 所有	68条～167条
第4部 地役権	172条～228条
第5部 土地に対する負担	229条～240条
第6部 地上権	241条～255-1条
第7部 専占	256条～261-4条
第8部 担保	276条～364条
第9部 本法の施行	365条

表4：債務法の主な体系²²

第1部 序	1条～207条
第2部 譲渡契約	208条～270条
第3部 使用契約	271条～421条
第4部 保険契約	422条～567条
第5部 援助契約	568条～577条
第6部 和解契約	578条～579条
第7部 パートナーシップ契約	580条～618条
第8部 サービス提供契約	619条～916条
第9部 有価証券	917条～1004条
第10部 契約に因らない債務	1005条～1067条
第11部 本法の施行	1068条

エストニアにおいても善意取得制度が認められているが、財産法の2003年改正により、現実の物の交付を伴わない占有の移転の場合、現実の占有の取得があつて初めて所有権を取得するものと規定された（95条1項の1及び2）²³。

債務法の2010年改正により、懲罰的及び予防的損害賠償が導入された。この改正により、

²¹ 英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.legaltext.ee/text/en/X0004K8.htm>

²² 英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.legaltext.ee/text/en/X30085K2.htm>

²³ 杉浦林太郎著「善意取得に関するヨーロッパ各国 法制度の比較」（『法学研究論集 第37号』（明治大学大学院、2012年）所収）294頁。

被害者の立証責任は大幅に軽減され、人格権に対する何らかの侵害があれば、損害賠償の必要性が推定される。損害賠償額の算定にあたっては、侵害の程度とともに、損害発生後の侵害者の被害者に対する行為及び態度も考慮される。また、損害賠償額は、侵害者の経済的状況を考慮に入れつつ、侵害者に対する十分な予防効果を有するものでなければならないものとされた²⁴。

IV 商法

エストニアでは、1995年2月15日に商法が制定され（同年9月1日施行）、その後、数回の改正を経ている。

エストニアに投資する外国企業の多くは、エストニアに支店を開設するか又は子会社を設立することになる。支店は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するエストニア法人である。

表5：エストニアで設立が認められている主な会社

名称	エストニア語（略称）	説明
非公開有限責任会社	Osaühing (OÜ)	出資額を限度とする有限責任。エストニアで最も一般的な会社組織であり、比較的小規模の事業に用いられることが多い。最低資本金額は2,500ユーロ。株式の額面の最低価格は1ユーロ。株主が第三者に株式を譲渡しようとするときは、他の株主は優先的に譲り受けることができる。取締役会のほかに、監督委員会を設置するかは任意であり、監査役の設置は一定の基準を満たす場合のみ必須。
公開有限責任会社	Aktiaselts (AS)	出資額を限度とする有限責任。大規模な会社に適する。最低資本金額は25,000ユーロ（タリン証券取引所に上場する場合は4,000,000ユーロ）。株式の額面の最低価格は0.1ユーロ。無額面株式も認められる。株主は第三者に対しても自由に株式を譲渡できる。取締役会のほかに、監督委員会及び監査役の設置が必須。

エストニアの商法によると、非公開有限責任会社及び公開有限責任会社のいずれについても、出資者は出資額の限度で責任を負う。非公開有限責任会社の最低資本金額は2,500ユーロ、公開有限責任会社の最低資本金額は25,000ユーロであり、公開有限責任会社がタリ

²⁴ <http://www.concordia.ee/en/estonia-enables-claiming-punitive-damages/>

ン証券取引所に上場する場合の最低資本金額は4,000,000ユーロである。資本は、金銭又は金銭以外の財産により出資することができる。

非公開有限責任会社の株式の額面の最低価格は1ユーロである。これに対し、非公開有限責任会社の株式の額面の最低価格は0.1ユーロであり、無額面株式も認められる。

非公開有限責任会社の株主は他の株主に自由に株式を譲渡できるが、株主が第三者に譲渡しようとするときは、他の株主は優先的に譲り受けができる。これに対し、公開有限責任会社の株主は第三者に対しても自由に株式を譲渡できる。

非公開有限責任会社の機関については、取締役会のほかに、監督委員会を設置するかは任意であり、監査役の設置は一定の基準を満たす場合のみ必須とされている。これに対し、非公開有限責任会社の機関については、取締役会のほかに、監督委員会及び監査役の設置が必須とされている。

他にも非公開有限責任会社及び公開有限責任会社の違いはいろいろあるため、両者の相違点を考慮の上、どのような会社形態を選ぶかを決める必要がある。

なお、エストニア、フィンランド、ポルトガル、ベルギー又はリトアニアのIDカード等を所有している者は、電子会社登記ポータルを通じて、簡略な手続により、2日以内に会社を設立することができる²⁵。

V 民事訴訟法

エストニアでは、1918年から1940年までの間、1864年ロシア帝国裁判法が適用されていた。そして、1940年から1990年までの間は、社会主義型の民事訴訟法（とくに、1964年に新たに発効したソ連の民事訴訟法）が適用されていた。ソ連の民事訴訟法においては、裁判所が万能の権限を有するという極めて職権主義的色彩の強いものであった²⁶。

エストニアの独立後、上記のようなソ連型の民事訴訟法を改正する必要が生じた。エストニアの民事訴訟法は、ドイツ及びオーストリアの民事訴訟法の影響を受けて1998年4月に改正され、その後もさらなる改正を受けた（2007年1月1日施行）²⁷。エストニアの民事訴訟法は、以下のような特徴を有する。

- ① 民事訴訟の電子化について大きな配慮がなされている²⁸。
- ② 遅れて提出された証拠を却下する裁判所の権限が規定されている。即ち、口頭弁論のための準備段階において、裁判所は、当事者が証拠調べを申し出る期間を設定する。期間を超過した申出にもかかわらず裁判所が証拠を取り調べるのは、審理が遅滞しない場合及び当

²⁵ アンツ・カルほか著「エストニア会社法」（『国際商事法務 Vol.39, No.6』（国際商事法研究所、2011年）所収）813頁。

²⁶ ヴィタタス・ネクロシウス著、安達栄司訳「バルト三国における民事訴訟改正の動向」（『立命館法学 326号』（立命館大学法学会、2009年）所収）406・432頁。

²⁷ ヴィタタス・前掲書407頁。

²⁸ ヴィタタス・前掲書408頁。

当事者が遅滞の理由を裁判官に説明できたときだけである。

③ 原則として、法的知識を有する全ての自然人が訴訟代理人になることができる²⁹が、法的問題のみを審査する上告審においては、弁護士強制主義が採られている³⁰。

④ 口頭弁論の最初の時点では訴えの変更が可能であるが、その時点を過ぎると、相手方及び裁判所の同意がない限り、訴えの変更はできなくなる³¹。

⑤ 控訴審においては、新しい証拠の申出は、第一審で当該証拠が理由なく取り調べられなかった場合又は第一審で当該証拠を提出することが不可能であった場合に限られる³²。

⑥ 控訴審及び上告審においては、当事者が口頭弁論による審理を求める場合、事件は書面審理で行われる³³。

VII 刑事法

エストニアの刑法及び刑事訴訟法は、50年以上にわたり、ロシア法の影響を強く受けってきた。2000年代に入ってからは、ドイツ法及びフランス法が主に参照されて、エストニアの刑法及び刑事訴訟法を含む刑事司法の大改革が行われた。当該改正は、刑事手続における被疑者・被告人の基本的人権の保障に重きをおいたものであり、また、犯罪者の社会復帰を容易にすることを目指したものである。しかし、それでもなお、ロシア法の影響は根強く残っているといわれている³⁴。

VIII 参考資料

以上、エストニア法の概要を簡単に紹介してきたが、エストニア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等ははるかに少ない。しかし、脚注に記載した日本語の文献・論文等が参考となろう。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Guide to Estonian Legal System and Legal Research」等が参考になる³⁵。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.12』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第27回 エストニア」）。

²⁹ ヴィタタス・前掲書418頁。

³⁰ ヴィタタス・前掲書430頁。

³¹ ヴィタタス・前掲書423頁。

³² ヴィタタス・前掲書428頁。

³³ ヴィタタス・前掲書428・430頁。

³⁴ <http://www.justice.gov.tr/e-journal/pdf/CRIMINAL JUSTICE.pdf>

³⁵ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/estonia.htm>



BLJ法律事務所

東京都千代田区永田町2丁目14番3号 東急不動産赤坂ビル 307号室 〒100-0014

TEL 03-3503-8061 FAX 03-3503-8062 URL www.bizlawjapan.com Email info@bizlawjapan.com

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。